

大会テーマの設定にあたって

全国委員会

今年の歴史科学協議会の大会は、昨年に引き続き、「歴史における社会的結合と地域」(II)をテーマに開催する。

一昨年末に発足した安倍政権(第二次)は、九条に象徴される平和憲法を改悪し「戦争する国」づくりに執念を燃やし、当初めざした九六条の修正を突破口とする明文改正が挫折すると、解釈改憲で限界まで「戦争する国」づくりをする方向に転換し、本年七月一日にはこれまでの憲法解釈を投げ捨てて「集団的自衛権」容認の閣議決定を行うまでにいたった。

二〇一二年の大会で、渡辺治氏は安倍自民党の新自由主義の特徴を全面的に分析されたが、その後の展開も踏まえて、安倍政権の改憲策動を、戦後の改憲の動向を歴史的に振り返り中で位置づけている(「安倍改憲の歴史的位置と新たな特徴」『前衛』二〇一四年一月・二月)。それによれば、戦後の改憲の試みには、一九五〇年代から六〇年代前半にかけての第一の波と、一九九〇年代から現在に至る第二の波があり、第一の波は開発型の経済成長政策と復古的な軍事大国化が結びついていたが、第二の波はグローバル経済下の軍事大国化と新自由主義改革がセットになっている点に特徴がある。それに伴って、改憲策動を阻止するための国民的な共同を実現するための条件も新たな様相を見せており、新自由主義「改革」がもたらす地域破壊のなかで、地域の保守層も含めて、TPP 反対、原発の再稼働反対、消費税増税反対、社会保障の構造改革反対などの国民的なたたかいが起こっていることや、根強い平和意識に注目している。

新自由主義「改革」と「戦争する国」づくりをめざす安倍政権と対峙する上でも、人びとの生活・生存と地域の連帯を回復することは焦眉の課題であり続けている。昨年度の大会テーマを立てるにあたって、「人間の活動領域としての地域」と「資本の活動領域としての地域」の乖離・矛盾が極限にまで達した現代という捉え方(岡田知弘『震災からの地域再生』新日本出版社、二〇一二年)に注目し、人間と地域をめぐるせめぎ合いを、現代の地平から歴史的にとらえ返すことを提起したが、今年度の大会ではそれをさらに発展させていくことをめざしたい。

一昨年および昨年の大会第一日目においては、憲法をめぐる危機が緊迫化する状況の下、憲法の制定過程を踏まえて原理的かつ歴史的に、また比較史的に検討するとともに、日本の軍事大国化をめぐるせめぎ合いの焦点である沖縄の視点から現代日本の危機状況を照らし出すことを試みた。それらの成果を踏まえながら、先に触れたように「戦争する国」づくりが新自由主義「改革」とセットであり、人間の生活と地域の連帯をめぐるせめぎ合いが焦点であるとするならば、一方での地域社会と地域政策をめぐる歴史的現在を確かめる必要がある。そして、「戦争する国」づくりのためには、「戦争する軍隊」づくりとともに、それを「受容し支える国民」づくりが不可欠であり、それが教育「改革」をめぐる争点の一つの根幹をなしている（もう一つは、グローバル資本のための「人材」育成）。こうした問題意識から、今年の大会第一日目には、「現代日本の『危機』と地域社会—平和・教育・生命—^{いのち}」というテーマで、高岡裕之「ポスト高度成長期の地域政策と地域社会」、中嶋哲彦「なぜ、教育委員会制度改革か？—地域から遊離し、地域を支えない教育—」、仲森明正「権威主義的「教育改革」と学校・地域—大阪の場合—」の三本の報告を用意した。

高岡氏は、現代社会の危機については現状分析的研究（政治学や経済学）による議論に依存し、歴史学的研究は視野が高度成長期までにとどまっている状況を克服すべく、一九九〇年代まで視野を延ばして地域社会の変容を地域政策との関係で考察することを課題としている。すなわち、新自由主義による地域社会（主として非大都市圏を想定）の危機状況を歴史的に捉えることで、現代社会の歴史的 position を総体的に把握することを意図しているのである。そこでは、「企業社会」の外部に位置づく農山村を中心とする地域社会について、市町村行政、地域産業政策、「福祉」をめぐる動向が検討されるが、現代認識において、地域社会と正面から向き合う歴史学的分析が不可欠なことが示されるであろう。

戦後日本で積み上げられてきた民主主義教育、平和教育は、そう容易には否定しきれない形で定着している。だからこそ、教育をめぐる攻撃は、第二の改憲の波とも連動して激しさを増している。中嶋氏は、今年六月に強行された教育委員会制度改悪に焦点を絞って、その意味を安倍政権のねらいを踏まえて論ずる。今回の制度改革は、教育委員会制度の外形を維持しつつ、地方教育行政における首長の権限強化を図るものであるが、①安倍政権が本来目論んでいた教育委員会制度を廃止することはできなかったことと、②運用によっては首長や教育長による教育・教育行政支配が広がる可能性があるという二側面に留意している。これは、戦後に続けられてきた解釈改憲とその限界の両面を見ていくことの必要な「憲法をめぐる問題状況」と共通している。その意味で、新自由主義的な教育「改革」と地域民衆の教育要求がせめぎ合っていると言えるであろう。

仲森氏は、こうした教育をめぐるせめぎ合いを大阪という地域に即して具体的に論じる。そこでは、橋下徹による大阪府・大阪市の教育支配に先行して、一九九〇年代末から校長の裁量を尊重する形を取りつつ、教育委員会主導で行われた「大阪流改革」（東京都との差異）があったが、それでは飽き足らず、知事・市長主導の強権的・破壊的「改革」を強行したことが紹介される。こうした教育「改革」と地域住民の教育要求のせめぎ合いを、こ

れまでの民主主義教育や平和教育の蓄積とも併せて具体的に明らかにしていくことが求められている。

二

大会第二日目は、一昨年から前近代における世界各地の歴史諸社会を比較史的に検討することを試み、それを具体的に行うための軸として「貧民救済」や「宗教的要素」に着目して検討した。「歴史における社会的結合と地域」の2年目に当たる今年度は、被差別民の社会的結合に着目し、彼らの集団構造や彼らを含む諸社会集団が複合する地域社会構造を踏まえて、具体的に検討することとしたい。こうした意図から、「地域社会のなかの被差別民」というテーマの下、日本を論じる三田智子「近世和泉国におけるかわた村と地域社会—泉郡信太地域を事例に一」、インドを扱う太田信宏「カースト制度と不可触民差別」、ヨーロッパを検討する奥田真結子「『穢れ意識』と図像分析—中近世ネーデルラントを中心に—」の三報告を用意した。加えて奥田報告を補足する立場から近江吉明氏にコメントを依頼した。

歴科協大会の場で、賤民身分・被差別身分の問題が正面から取り上げられたことは意外と少ない。一九八〇年の第一四回大会は「歴史における身分と社会」をテーマに掲げ、日本史における特別報告・鈴木良「日本近代史研究における部落問題の位置」、報告・藤本清二郎「近世賤民制の展開と地域社会—泉州南王子村を中心として—」、サブ報告・三浦圭一「中世から近世初頭にかけての和泉国における賤民生活の実態」と、ヨーロッパ史における報告・阿部謹也「職人・賤民・犬—ヨーロッパにおける賤民の歴史によせて—」を組んだが、これが唯一である。

この大会は、一九七〇年代に進展した賤民制・身分制研究の進展を受けたものであった。これに先立つ『歴史評論』一九七二年四月号において「水平社・日農創立五〇周年」の特集号が組まれたが、ここには水平社創立の意義を論じた鈴木良論文や太閤検地とかわた把握を論じた三浦圭一論文などが含まれ、日本史において被差別民の問題が「部落史」の狭い視野から脱皮するきっかけとなった（同年の『部落問題研究』三三輯に発表された黒田俊雄氏の非人論や脇田修氏のかわたの身分的所有論の問題提起と相俟って）。この後一九七〇年代に日本史では実証的な身分制研究が積み上げられるが、そうした蓄積を踏まえて、かわた身分や被差別部落を地域社会のなかで把握すべく一九八〇年大会は企画された。しかし、言うまでもなく、それは地域社会の全体史という点では出発点であった。なお、阿部氏の報告が組み込まれていたことにみられるように、その当初から比較史は意識されていたことにも注意しておきたい。

日本近世史では、この大会の準備とも連動して、朝尾直弘氏の前近代における身分は本質において局地的であり、地縁的職業的身分共同体を形成していたという問題提起が行われたが（「近世の身分制と賤民」『部落問題研究』六八輯、一九八一年）、これがその後の研究を大きく展開させる。近世史においては、社会集団の重層と複合から身分社会の全体構

造を把握していく身分的周縁研究の動向や、近代史においては地域支配論の研究を発展させていくきっかけとなった。

これらの研究は、賤民身分・被差別民だけに限らない社会集団論、地域社会構造論を発展させていくこととなったが、今年度の大会では、その到達点に立って、改めて被差別民集団に焦点を当てて、それを包摂する地域の全体史をめざしたい。

三田氏は、近世のかわた身分を差別—被差別関係としてのみ論ずることが、一方でかわた村を均質なものと見なし、他方で周辺地域社会を「差別する側」として一面的に捉えることにつながり、地域社会を構造的に捉えることを阻害してきたとして、泉州南王子村の内部構造と周辺村々との複合関係を解明する研究を積み上げてきた。そして、南王子村の激増した人口（労働力）に依拠しないと再生産できない地域社会構造が構築されてきたことを明らかにしているが、それらを再整理しながら、村高（一四八石）の七〜八倍に及ぶ周辺村からの土地集積（出作）や他村地主の下での小作のもつ意味を検討する。これは被差別民集団を含む地域社会の全体史に向けた試みである。

太田氏は、インド史において不可触民をカースト制度の内部とみる見解と外部とみる見解が並立していることを意識しつつ、不可触民を含む地域社会のあり方を次の四つの位相を弁別しながら総合的に把握することを試みる。一つは、不可触民自身が帰属する集団それ自体である。二つには彼らが日常的な生活関係を持つ村などの日常生活の空間である。第三には、特定のジャーティ集団が分業体制を成り立たせている、生産や富の分配に関わる地域社会である。第四には、社会成員全体を四つのヴァルナに分類するような表象、理念に関わる位相である。これらの位相が総合的に把握されることで、カースト制の理念と実態の双方をめぐる新たな認識が得られるであろう。

奥田氏は、必ずしも被差別民の社会集団の構造把握の蓄積が十分でない中で、差別や賤視を受ける対象を、絵画史料の分析から抽出することを試みる。ネーデルラントの社会を背景に、ブリューゲルの絵画から賤視の対象者としての「周縁者」を具体的に検討する。この間、都市の周縁や貧民救済をめぐる日本とヨーロッパの比較史が進められているが（『思想』〔交差する日本近世史—日仏の対話から—〕二〇一四年八月号）、日本では乞食＝貧人が独自の非人（身分）集団を形成し自らの史料を残しているのに対して、ヨーロッパでは乞食は救済の対象としては登場するが、彼らが集団化し自らの史料を残すことはなかったという。こうした史料の差異は社会的実態の差異にもつながるかもしれない。こうした点から、奥田報告を、ヨーロッパの社会的実態と媒介するべく、フランス近世史の近江吉明氏にコメントをお願いすることとした。

「歴史における社会的結合と地域」を具体的に明らかにしていくうえで、被差別民の存在形態を含めて考えることが豊かな地平を切り拓いてくれるであろう。活発な議論を期待したい。